

平成31年度（2019年度）熊本県認知症対応型サービス事業 開設者研修等実施要項

1 趣旨

この要項は、本県における認知症介護実践者等養成研修を除く認知症介護研修の取扱いを定めるものであり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号。以下、「厚生労働省通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号）に定めるもののほか、本要項に定めるところによる。

2 実施主体等

3（1）～（3）及び3（6）の事業は、実施主体である熊本県及び熊本市が合同で事業実施するものとし、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅介護サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に委託して実施する。

また、3（4）及び3（5）の事業は、熊本県及び熊本市が各々認知症介護研究・研修東京センターに委託等により実施する。

3 事業内容

（1）認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を新たに開設する予定の法人の代表者、又は新たに代表者に就任する予定の者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるため、別紙1に基づく研修を行うものとする。

③ 受講の手続き等

受講を希望する者は、当該事業所が存在する市町村の長を通じて、別表1に示す様式により知事に申し込むものとする。

なお、その際、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）に照らし、特に受講が必要と認められる者については、市町村の長は様式4の推薦書を添えるものとする。

（2）認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認

知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了した者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得させるため、別紙2に基づく研修を行うものとする。

③ 受講の手続き等

3（1）③受講の手続き等に準じる。

（3）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得させるため、別紙3に基づく研修を行うものとする。

③ 受講の手続き等

3（1）③受講の手続き等に準じる。

（4）認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

ア～オのすべてを満たす者とする。

ア 認知症介護実践リーダー研修を修了した者

イ 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

ウ 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有する者

（ア）介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者（過去において介護保険事業所等で介護業務に従事していた者を含む。）

（イ）福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

（ウ）民間企業で認知症介護の教育に携わる者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することを推薦者が認めている者。

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

② 実施内容

研修対象者に対し、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術を修得させるため、実施するものとする。

③ 受講の手続き等

受講を希望する者は、所属の介護保険施設・事業者等の長を通じ、知事に申し込むものとする。

(5) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

ア及びイのすべてを満たす者とする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため、実施する。

③ 受講の手続き等

受講を希望する者は、所属の介護保険施設・事業者等の長を通じ、知事に申し込むものとする。

(6) 認知症介護実践者フォローアップ研修

① 研修対象者

認知症介護実践者研修（旧基礎課程含む。）を修了した者等とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する最新の実践的な知識及び技術を修得させるため、研修を実施する。

4 受講者の決定

3(1)～(6)の受講者の決定方針については、実施主体の長が、別途定める。

5 研修修了者への修了証書の交付

(1) 研修修了者への修了証書の交付

3(1)～(3)に事業については、実施主体の長は、研修修了者に対し、様式5による修了証書を交付し、実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

なお、3(4)～(5)については、厚生労働省通知によることとする。

また、3(6)については、修了証は交付しないものとする。

(2) 研修修了者への修了証書の再発行

修了証書は再発行しない。ただし、指定地域密着型サービス事業所の指定申請を行う場合等、研修の修了を証明する公文書の添付が必要であると認められるときは、研修修了者の申し出に基づき、知事は様式6により修了証書に代わる証明書を交付することができるものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1

	研修名	様式1	様式2	様式3
3(1)	認知症対応型サービス事業開設者研修	○	○	
3(2)	認知症対応型サービス事業管理者研修	○	○	○
3(3)	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	○	○	○